

平成24年11月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 宋道直子
平成24年(行コ)第192号 公金支出金返還請求控訴事件 (原審・さいたま地方
裁判所平成22年(行ウ)第20号)

(口頭弁論終結日 平成24年9月10日)

判 決

埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64

控 訴 人 渋谷 登美子

埼玉県比企郡嵐山町志賀316-175

控 訴 人 岡野 璃恵子

埼玉県比企郡嵐山町千手堂497-4

控 訴 人 彌永 健一

上記3名訴訟代理人弁護士 佐竹 俊之

同 太田 伸二

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

被 控 訴 人 嵐山 町長

岩澤 勝

同訴訟代理人弁護士 関 幸男

埼玉県比企郡嵐山町吉田2146-1

被控訴人補助参加人 松本 美子

同訴訟代理人弁護士 指宿 昭一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

事 実 及 び 理 由

2 被控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、46万円及びうち23万円については平成21年3月6日から、うち5万円については平成21年12月26日から、うち18万円については平成22年2月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員の不当利得返還請求をせよ。

3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 嵐山町は、同町議会議員である被控訴人補助参加人（以下「松本」という。）に対し、同町吉田地区の集会所において行う健康ダンス教室及び健康づくり教室の各講師を依頼し（以下「本件委託契約」という。）、講師謝礼として、平成20年度に23万円、平成21年度に23万円を支払った（以下それぞれ「平成20年度支出金」、「平成21年度支出金」といい、あわせて「本件各支出金」という。）。

本件は、同町議会議員である控訴人渋谷、住民である同岡野及び同彌永が、本件各支出金の支出は地方自治法92条の2、同町議会議員政治倫理条例、民法90条等に違反する無効な契約に基づく支出であるから、地方自治法242条1項の「違法な公金の支出」に該当するとして、同法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に、松本に対し不当利得に基づき本件各支出金額合計46万円の返還請求をするよう求める事案である。

原審は、平成20年度支出金の支出に係る部分については監査請求期間経過後に監査請求をしたものであるから不適法であるとして訴えを却下し、平成21年度支出金の支出に係る部分については本件委託契約を無効とすべき理由はないとして棄却したので、控訴人らがこれを不服として控訴した。

2 争いのない事実等、条例等の定め、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

（当審における控訴人らの主張）

(1) 地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」があること

ア 原判決は、平成21年度ふれあい講座受講座生募集案内(甲127。以下「平成21年度募集案内」という。)に松本が健康ダンス教室の講師を務める記載があることに照らせば、平成20年度の募集案内にも同旨の記載があると推察されるから、控訴人らは平成20年度支出金の支出を知ることができたとして、本件監査請求の期間経過に「正当な理由」は認められないとする。しかしながら、実際の平成20年度の募集案内(甲164。以下「平成20年度募集案内」という。)には松本の氏名は記載されておらず、同案内により控訴人らが平成20年度支出金の支出を知ることではできなかったものであるから、上記の判断は重大な事実誤認に基づくものであり、失当である。

イ 仮に平成20年度募集案内に松本が講師を務める旨の記載があったとしても、当該案内は吉田地区の居住者にのみ配布されていないから、控訴人らを含む他の地域の住民には配付されていないから、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば平成20年度支出金の支出を知り得たとはいえない。

一般住民にとって地方自治体の財務会計行為に係る情報は容易にアクセスできるものではないから、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせばこれを知り得たというためには、当該財務会計行為がマスコミ報道又はこれに準じる周知力のある自治体の広報誌などによって伝達されることを要すると解すべきである。本件においては、少なくとも控訴人岡野及び同彌永については、控訴人渋谷が政治倫理条例14条1項に基づく審査請求をしたことが新聞によって報じられた平成22年3月4日になって初めて平成20年度支出金の支出の可能性があることを知り得たものである。

ウ 以上によれば、控訴人らが平成20年度支出金の支出につき平成22年5月6日にした本件監査請求については、期間経過に地方自治法242条

2項ただし書の「正当な理由」があることは明らかであるから、平成20年度支支出金に係る本件訴えは適法である。

(2) 本件委託契約は違法無効であること

ア 本件委託契約の対象である健康ダンス教室及び健康づくり教室は同和対策事業として行われたものであるが、嵐山町内の他の地域でも同様の事業が行われているから、上記各教室は同和対策事業としての特色を持たないものである。そして、他の地域では無償のボランティアによりこれらの事業が実施されていることに照らすと、上記事業を有償で委託する必要性はない。また松本は健康ダンス教室の講師にふさわしい力量を有するものではない。

これらの事情によれば、本件委託契約は、社会通念に照らして同和対策事業という目的、効果との均衡を著しく欠き、裁量を逸脱してされたものというべきである。したがって、たとえ支出金額が少額にとどまるとしても、本件委託契約は地方自治法232条1項、2条14項、地方財政法4条1項に反するものであって無効である。

イ 本件委託契約は、松本及び同人が代表を務める部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部を懐柔することを目的として締結されたものであるから、公序良俗に反するものであって無効である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求のうち、平成20年度支支出金の支出に係る部分は適法な監査請求を欠き不適法であるから却下を免れず、平成21年度支支出金の支出に係る部分は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）のとおりであり、これを引用する。

(1) 原判決11頁23行目冒頭から12頁16行目末尾までを次のとおり改める。

〔3〕 争いのない事実等及び証拠（甲6ないし18，97，127，134，164）並びに弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 嵐山町は，埼玉県比企郡内にある人口約1万9000人，世帯数7000余りの小規模な地方公共団体である。

イ 嵐山町は，遅くとも平成11年度以降，松本に対し，毎年ふれあい講座講師を依頼して講師謝礼を支払っていたが，そのうち，少なくとも平成14年ないし平成18年，平成20年，平成21年はダンス教室の講師を含むものであった。

ウ 嵐山町教育委員会教育長は，平成20年5月30日付けで平成20年度募集案内を発出し，同案内はそのころ吉田地区の住民に配付された。

同案内には，嵐山町立吉田集会所でのふれあい講座の実施予定として，「講座A：健康ダンス教室＜23回＞，講座B：手芸教室＜6回＞，講座C：カラオケ教室（藤岡先生）＜6回＞，講座D：カラオケ教室（松戸先生）＜6回＞，講座E：グランドゴルフ教室＜2回＞，講座F：探訪研修講座＜1回＞」などの記載があるほか，連絡先として，嵐山町教育委員会生涯学習課人権教育担当者2名の氏名，電話番号及びファクシミリ番号の記載がある。

エ 平成20年度支出金は平成21年3月5日に支出された。

オ これに先立つ平成21年1月30日，松本が平成12年度から吉田集会所管理人を嵐山町から請け負っていることについて嵐山町議会で議論がされ，吉田集会所の使用について，控訴人らを含む嵐山町の一定数の町民が関心を持つこととなった。

カ 嵐山町が松本に対する講師謝礼として平成20年度支出金を支出した平成21年3月5日の約3か月後である同年5月29日付けで，嵐山町教育委員会教育長は平成21年度募集案内を発出し，同案内はそのころ吉田地区の住民に配布された。

同案内には、吉田集会所でのふれあい講座の実施予定として、「講座A：健康ダンス教室（松本美子先生）＜18回＞、講座B：手芸教室（松本千恵子先生）＜7回＞、講座C：カラオケ教室（藤岡外三先生）＜5回＞、講座D：カラオケ教室（船戸哲夫先生）＜5回＞、講座E：探訪研修講座＜2回＞」などの記載があるほか、連絡先として、嵐山町教育委員会生涯学習課人権教育担当者2名の氏名、電話番号及びファクシミリ番号の記載がある。

キ 控訴人らは、平成20年度支出金の支出から1年が経過した後である平成22年5月6日、本件監査請求をした。

以上の事実によれば、平成21年1月30日に嵐山町議会において、松本が平成12年度から吉田集会所管理人を嵐山町から請け負っていることについて議論がされ、控訴人らを含む一定数の嵐山町の住民が吉田集会所の使用について関心を持ったものであり、さらに、平成21年5月30日ごろに吉田地区の住民に配布された平成21年度募集案内には、吉田集会所における健康ダンス教室の講師として松本の氏名が記載されており、前年である平成20年5月30日ごろにも、松本の氏名は記載されていないもの、それ以外は、ほぼ同内容の平成20年度募集案内が吉田地区に配布されていたのであるから、控訴人ら上記住民が相当の注意力をもって調査すれば、平成20年度募集案内の講師に松本が入っていないかどうかに関心を持つと考えられる。そして、嵐山町の所在場所及び規模に照らせば、前年の講師に松本が入っていたかどうかは、吉田地区の住民から容易に聞くことができるものであり、また、募集案内に記載された嵐山町教育委員会の担当者に照会をしても、松本が講師であったかどうかは容易に判明するものであったといえる。

以上のとおり、ふれあい講座の講師に松本が含まれることが記載された平成21年度募集案内が吉田地区住民に配布された平成21年5月30日ごろから8か月以上を経過した平成22年3月5日までには、控訴人らが相当の

注意力をもって調査すれば、松本に対する講師謝礼として平成20年度支出金が支出されたことを認識することが可能であったものといえる。したがって、控訴人らは、遅くとも平成21年3月5日から1年後に当たる平成22年3月5日までには、松本に対する本件委託契約並びにこれに基づく平成20年度支出金の支出について監査請求をすることができたものというべきであり、控訴人らが地方自治法242条2項所定の期間を経過したことについて正当な理由があるとは認められない。

控訴人らは、ふれあい講座受講生募集案内は嵐山町の他の地域の住民に配布されていない旨主張するが、上記認定の嵐山町の所在及び規模、松本と吉田集会所との関係が議会で議論された時期、平成20年5月30日ころ及び平成21年5月30日ころに吉田地区住民に配布された平成20年度と平成21年度のふれあい講座の案内書の内容の相違点と類似点等によれば、控訴人らが相当の注意力をもって調査をすれば、上記のとおり、遅くとも平成22年3月5日までには上記認識を有することができたものというべきである。控訴人らは、住民が相当の注意力をもって調査を尽くせば対象となる財務会計行為を知り得たというためには、当該財務会計行為がマスコミ報道又は自治体の広報誌などによって伝達されることを要する旨主張するが、採用することはできない。」

(2) 原判決14頁11行目から12行目末尾までを次のとおり改める。

「(4) 控訴人らは、嵐山町内の他の地域では無償のボランティアにより同様の事業が行われており、松本は講師にふさわしい力量を持たないものであるとして、本件委託契約は、社会通念に照らして同和对策事業という目的、効果との均衡を著しく欠き、裁量を逸脱してされたものであるから、地方自治法232条1項、2条14項、地方財政法4条1項に反して無効である旨主張するので検討する。」

地方公共団体はその事務処理に当たって最小の経費で最大の効果を挙げる

ようにしなければならぬとされ（地方自治法2条14項）、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならない（地方財政法4条1項）。したがって、仮に本件委託契約を締結した嵐山町の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があり、かつ、これを無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合には、本件委託契約は私法上無効になり、被控訴人はこれに基づく講師謝礼としての公金の支出をしてはならないという財務会計法規上の義務を負う（最高裁平成20年1月18日二小判決・民集62巻1号1頁）。

前提となる事実等及び証拠（甲4、5、64、65、68、乙1、2）並びに弁論の全趣旨によれば、嵐山町は、同和問題の解決をはかるため、社会同和教育推進の場として同町吉田地区内に嵐山町立吉田集会所を設置したことで、吉田集会所では、地域住民の様々な交流を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域作りを進めるとの事業計画の下で事業が実施されていること、嵐山町教育委員会は、同和問題を始めとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに人権教育の振興をはかり、もって明るい地域社会づくりに寄与するため、嵐山町人権教育推進協議会を設置するとともに、人権教育推進事業の一環として吉田集会所におけるふれあい講座を実施していること、本件委託契約は上記ふれあい講座を実施するために締結されたものであり、その講師謝礼は1回2時間の講座につき1万円、1時間当たり5000円であり、平成21年度支出金の内訳は、健康づくり教室が5回分5万円、健康ダンス教室が18回分18万円であること、松本は実際に上記各教室の講師を務めたことが認められる。

これらの事情によれば、吉田集会所におけるふれあい講座は、他の地域でも同様に行われている地域住民の交流や親睦を目的とする公民館や集会所の行事としての側面のほか、同和教育推進あるいは人権教育振興を目的とする

人権教育推進事業としての側面を持ち、同事業の目的に沿って行うべきものと認められるから、他の地域において公民館等の行事が無償のボランティアにより実施されているからといって、直ちに吉田集会所におけるふれあい講座を無償のボランティアないし講師により実施すべきものとはいえない。そして、上記認定した時間当たりの費用及び回数に照らすと、本件委託契約における講師謝礼の金額が過大であって合理性を欠くとはいえない。

控訴人らは、松本が健康ダンス教室講師としての力量を有しないとするが、上記のとおり、吉田集会所におけるふれあい講座は、地域住民の交流や親睦のほか、地域住民の交流を通して人権意識の高揚や差別や偏見のない地域作りをも目的とするものであるから、ダンス教室講師としての力量のみをもって講師を選任すべきものとはいえない。弁論の全趣旨によれば、松本は同和問題に強い関心を持つ町議会議員であり吉田地区の地域リーダーであるところ、嵐山町はそのような松本の経歴を踏まえ、人権教育の推進について大きな役割を担う者として同人を講師に選任したことが認められるのであって、これが裁量権の行使として合理性を欠くとはいえない。

そして、他に本件委託契約を締結した嵐山町の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又はその濫用があると認めるとき事情は見いだせないから、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項違反をいう控訴人らの主張は理由がない。

(5) 控訴人らは、本件委託契約は、松本及び同人が代表を務める部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部を懐柔することを目的として締結されたものであるから公序良俗に反して無効である旨主張するが、控訴人ら提出の証拠をもってしても、嵐山町が、控訴人らが指摘するような松本又は上記団体を懐柔することを目的として本件委託契約を締結したのとは認められない。

(6) 以上によれば、本件委託契約が違法無効であるとは認められず、これに基づく平成21年度支出金の支出が違法な公金の支出に当たるとも認められないから、控訴人らの主張は理由がない。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし
て、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官

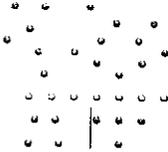
園 尾 隆 司

裁判官

今 泉 秀 和

裁判官

森 脇 江 津 子



これは正本である。

平成24年11月22日

東京高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 栄道直

